

無料

法務局出前講座

旭川地方法務局では、住民の皆様からのご依頼により、法務局の職員を派遣し、登記、戸籍、遺言などをテーマとした出前講座を行っています。

対象者

旭川地方法務局の管轄区域内にある各種団体（町内会、地方公共団体、法人など）が企画する研修会や市民講座などを対象とします。

なお、出前講座の開催人数は、おおむね10人以上とさせていただきます。

内 容

別添の法務局「出前講座テーマ」一覧から、ご希望のテーマをお選びください。

なお、講座開催時間は1時間程度ですが、ご希望により調整することができます。

日時・会場

会場は、申込みをされる団体等でご用意いたします。開催日時は、申込書に記載されたご希望の日時をもとに調整させていただきます。ただし、業務の都合によりご希望に添えない場合がございますので、あらかじめ、ご了承ください。

お申込み・お問合せ先

講座開催希望日の1か月前までに、「法務局出前講座利用申込書」に必要事項をご記入の上、旭川地方法務局 総務課宛てメール又はFAX、若しくは郵送でお申込みください。

〒078-8502

旭川市宮前1条3丁目3番15号

旭川地方法務局 総務課

TEL 0166-38-1144 FAX 0166-38-8372

メール soumu-asahikawa@moj.go.jp



不動産登記関連イメージキャラクター
「トウキヅナ」